

食安基発第0601001号
食安監発第0601002号
平成17年6月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課長

監視安全課長

「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について」の一部改正について

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の適正化については、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第32条の3等の規定に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）並びに地方厚生局において、その施行事務に御尽力いただいているところである。

法第32条の3第1項及び第2項に規定する厚生労働大臣の勧告等の権限は、平成16年度から地方厚生局長に委任されているところであるが、地域の実情に即して実効的な監視指導を進めるためには、都道府県等と地方厚生局が密接に連携を図ることが不可欠である。

今般、都道府県等と地方厚生局の連携を強化し、より実効的な監視指導の実施

に資するため、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」（平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長及び監視安全課長連名通知別添、以下「ガイドライン留意事項」という。）を下記のとおり改正したので、法第32条の3等の規定の運用に当たっては、よろしく御配慮をお願いする。

なお、参考までに改正後のガイドライン留意事項全文を添付する。

記

- 1 第5の1を別添1のとおり改めたこと。
- 2 ガイドライン留意事項別紙1をガイドライン留意事項別紙2に改め、ガイドライン留意事項別紙1として別添2に示す「虚偽誇大広告等調査・指導依頼書」を設けたこと。
- 3 第5の2に別添3の内容を追記したこと。
- 4 その他所要の改正を行ったこと。

第5 いわゆる健康食品に対する広告等監視の手順及び監視体制の整備

1 広告等監視の手順

広告等の監視においては、違反が疑われるものを効率的に探知することが肝要であるため、都道府県等及び地方厚生局において広く情報収集を行うことが望まれる。この情報収集に当たっては、地域ごとの実情を踏まえた役割分担の実施や収集した情報の共有等、都道府県等及び地方厚生局間の連携を十分に図っていく必要がある。

その際、第4に示したとおり、健康保持増進効果等についての広告等は、何が「事実に著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示であるかが、全ての場合において明確となるとは限らず、実効性ある監視を行うのは容易ではない。このため、違法性が疑われる広告等に対する実際の監視に当たっては、

- (1) 法第32条の2の規定に違反していることが疑われる広告等に関して、必要性が認められる場合は、別紙1の様式により都道府県等に対して域内地方厚生局から調査及び指導を依頼することがあるので、必要な対応をとっていただく
- (2) 都道府県等において法第32条の2の規定に違反していると判断できる広告等については、広告等を行う者に対して必要な指導等を行っていただくとともに、当該広告等に関して別紙2の様式により域内地方厚生局あてに報告していただく
- (3) 都道府県等において法第32条の2の規定に違反しているかどうか判別できない広告や、地方厚生局において対応が必要と判断される広告等については、別紙2の様式により域内地方厚生局あてに報告していただく
- (4) (1)(2)のような場合であって指導等によっても改善措置が講じられない場合等については、法第32条の2の規定に違反して表示をした者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局において法第32条の3第1項の規定に基づく勧告の必要性を検討するため、別紙2の様式により速やかに域内地方厚生局あてに報告していただく

という手順を採るようお願いしたい。特に、特定保健用食品が許可表示を逸脱し、その健康保持増進効果等について著しく虚偽又は誇大な広告等を行っていることが疑われる場合にあつては、原則として、保健機能の効果に係る審査を実施する厚生労働省において指導・勧告の必要性を検討することから、同様に別紙2の様式により速やかに域内地方厚生局あてに報告されたい。域内地方厚生局がとりまとめ、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室に送致するものとする。

また、効果的に監視指導を行うに当たって必要な事例の蓄積を着実に実施する観点から、都道府県等において法第32条の2違反を指導した事例については、別紙2の様式により、広告等及び入手した広告等の内容の根拠に関する資料等を添えて、3か月に一度、定期的に域内地方厚生局あてに報告されるようよろしくお願いいたします。

法第32条の2の規定に違反していると判断できる広告等について、広告等を行う者（法人の場合は、主たる事務所）が都道府県等の管下の地域にない場合については、必要があると認める場合は立入検査等必要な調査を行った上で、別紙2の様式により、広告等及び入手できた広告等の内容の根拠に関する資料等を添えて、広告等を行う者が存在する地域を所轄する都道府県等及び域内地方厚生局あてに速やかに報告されるようよろしくお願いいたします。

【別添2】

(別紙1)

虚偽誇大広告等調査・指導依頼書

年 月 日

(都道府県等健康増進法第32条の2主管課) 御中

〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課

下記のとおり、健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2違反が疑われる広告その他の表示（以下「広告等」という。）について、当該広告等に関する

〔 調査
調査及び当該広告等を行う者に対する指導 〕

の実施を依頼する。

記

1. 商品名
2. 広告等を行う者の名称及び事業所の所在地
3. 広告等の主な内容
4. 違反が疑われる事項
5. 調査（指導）内容
6. その他

【別添3】

(3) 地方厚生局との密接な連携

ア (1)のウの対処方針の策定又は個々の違反事例に対する監視指導の実施に当たっては、その具体的内容等について適宜域内地方厚生局と協議を行い必要な連携を図ること。

イ 法第32条の2の規定の違反事例等については、域内地方厚生局と相互に情報交換等を行い、同規定の運用に関する情報の共有を図ること。なお、地方厚生局は、指導を行った事例に関する情報を随時域内都道府県等に回付し、また、定期的に都道府県等担当者に対する研修会を開催するなど、都道府県等間における連絡調整及び情報共有等に関して主導的な役割を担うものとする。